

4

専門支援コーディネーター事業

中小企業の皆様が抱える特定分野の課題について、専門支援コーディネーターが相談に応じます。

●対象となる方

食品産業、マーケティングデザイン、環境・再生可能エネルギー、事業承継について悩みを抱える中小企業者

●支援の内容

企業の相談に応じて専門的な見地から課題（法的条件、必要技術・設備、販路確保など）を抽出し、解決策（自力改善、専門家スポット派遣、補助・融資、他機関連携など）に結びつけます。以下、4分野のコーディネーターが相談に応じます。

- ・食品産業
- ・マーケティングデザイン
- ・環境・再生可能エネルギー
- ・事業承継

例えば、

- ・加工技術、設備導入などについて教えてほしい。（食品産業）
- ・地元食材を使用した新商品を開発した。首都圏百貨店をターゲットにしたいのだが、パッケージデザインや販路開拓について教えてほしい。（マーケティングデザイン）
- ・太陽光、水力、風力、地熱などを利用し、新しい分野への進出を検討しているのだがアドバイスが欲しい。（環境・再生可能エネルギー）
- ・省エネ設備を導入するなどして省エネ化を図りたい、省エネ関連の補助金を利用するにはどうしたらいいか相談に乗ってほしい。（環境・再生可能エネルギー）
- ・後継者教育はどのようにすればいいのか教えてほしい。（事業承継）
- ・後継者は決まっているが、どのように承継すればいいのか教えてほしい。（事業承継）

【費用】

相談に係る費用は無料です。

●ご利用の方法

専門支援コーディネーターは常勤ではないため、事前に連絡をお願いします。

お問い合わせ先

公益財団法人山形県企業振興公社 経営支援部
TEL. 023-647-0664 FAX. 023-647-0666

中小企業における様々な税制措置について知りたい

192

中小企業に適用される税制

中小企業者等の方は税制上の特別措置を受けることができます。

●対象となる方

「青色申告書を提出する個人事業者」又は「中小企業者等」
※税制上の特別措置では、資本金1億円以下の企業(中小企業)のみを対象としていることがあります(法人税法、租税特別措置法等)のでご注意ください。

●措置の内容

■個人事業者のための措置

個人事業を営んでいる青色申告者は、取引を正規の簿記の原則により記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書等を確定申告書に添付し、かつ当該確定申告書をその提出期限までに提出した場合など一定の要件を満たした場合に、青色申告特別控除として最高65万円を控除することができるほか、一定の要件の下に実際に払った給与の額を必要経費とする青色事業専従者給与の特例など、種々の特典が設けられています。詳しい内容については、国税庁ホームページをご覧ください。また、地方税においても、住民税や事業税の専従者給与控除、事業税の事業主控除などの制度があります。

■法人企業のための措置

中小企業(年所得800万円以下の部分)、公益法人には下表のとおりに軽減された法人税率が適用されます。

対象	平成28年4月1日以後開始事業年度		平成30年4月1日以後開始事業年度
大企業 資本金1億円超	所得区分なし	23.4%	23.2%
中小企業 資本金1億円以下	年所得800万円超の部分	23.4%	23.2%
	年所得800万円以下の部分	19%(15%)	19%(15%)
公益法人等 (商工会、商工会議所等)	年所得800万円超の部分	19%	19%
	年所得800万円以下の部分	19%(15%)	19%(15%)

※表中の括弧書の税率は、平成31年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

お問い合わせ先

管轄の税務署(巻末 関係機関連絡先一覧参照)

省エネ・再エネ設備への投資を行う場合の税制上の優遇措置を知りたい

193

省エネ再エネ高度化投資促進税制

●対象となる方

【省エネ設備】

青色申告書を提出する法人で、資源エネルギー庁が実施する事業者クラス分け評価制度において、経済産業局の確認を受けようとする前年度と前々年度のいずれもS評価を受けた特定事業者、特定連鎖化事業者(加盟者を含む)。

対象設備等の詳しい内容については、ホームページをご覧ください。

資源エネルギー庁のURL：

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/information/180323a/

【再エネ設備】

青色申告書を提出する個人及び法人

対象設備等の詳しい内容については、ホームページをご覧ください。

資源エネルギー庁のURL：

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/new/information/180404a/

●支援の内容

【省エネ設備】

特別償却(30%)又は税額控除(7%、中小企業のみ)

【再エネ設備】

特別償却(20%)

お問い合わせ先

管轄の税務署

東北経済産業局 資源エネルギー環境部
エネルギー対策課

TEL. 022-221-4932 FAX. 022-213-0757

地域未来投資促進法に基づく支援 (ものづくり分野)

地域への経済波及効果が高い事業について、地域経済牽引事業計画を提出した事業者に対して、一定の要件の下、税制の優遇措置等の支援を行います。

●対象となる方

以下の要件を満たす事業を行う方

【要件1:地域の特性を活用すること(①～④のいずれか)】

- ① 山形県の大学や研究機関などが保有する世界最先端の有機エレクトロニクス・バイオ技術を活用した先進ものづくり分野
- ② 山形県の自動車、航空機、ロボット、環境・エネルギー、医療・福祉・健康、食品・農業用機械における産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③ 山形県の電気機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、窯業・土石製品製造業、繊維工業等の特化した強みを持つ産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ④ 山形県のものづくり産業を支える高等教育機関等の人材を活用した企業支援型サービス分野

【要件2:事業の実施により高い付加価値が創出されること】

・付加価値増加分:3,366万円超

【要件3:事業の実施により、いずれかの経済的効果が見込まれること】

●売上げ:9%増加 ●雇用者数:4人増加

●支援の内容

- (1) 設備投資に関する支援措置(国による先進性確認を受けることが必要)
 - ・ 課税の特例(先進的な事業に必要な設備投資(機械・装置、建物等)に対する減税措置)

対象設備	特別償却	税額控除
機械・装置	40%	2%
建物・付属設備・構築物	20%	2%

- ・ 固定資産税、不動産取得税の減免

- (2) 補助金の優先採択

- ・ 地方創生推進交付金(承認を受けた計画について、優先採択枠が設定される。)
- ・ 省エネ補助金、サポイン補助金、地域中核企業創出・支援事業等の採択に係る加点。

- (3) 規制の特例措置等

- ・ 工場立地法の緑地面積率の緩和
- ・ 農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮 等

お問い合わせ先

山形県商工労働部 工業戦略技術振興課
企画振興担当

TEL. 023-630-2696 FAX. 023-630-2695

本社機能を有する施設を整備する計画(地方活力向上地域特定業務施設整備計画)を作成し、県の承認を受けた場合、債務の保証や課税特例等の優遇措置を受けることができます。

●対象となる方

地方活力向上地域特定業務施設整備計画を作成し、県の承認を受けた事業者

※着工の前に承認を得る必要があります。

※整備される施設、従業員の雇用等の要件がありますので、詳しくはお問合わせください。

●支援の内容

- ①中小機構による債務保証
- ②法人税の減税
- ③地方税の減税
- ④日本政策金融公庫による低利融資

お問い合わせ先

【製造業の方】

山形県商工労働部 工業戦略技術振興課 産業立地室

TEL. 023-630-2690 FAX. 023-630-2695

【製造業以外の方】

山形県商工労働部 産業政策課

TEL. 023-630-2134 FAX. 023-630-2128

新たに取得する設備等について税の軽減措置を活用したい

196

中小企業等経営強化法に基づく税制措置・金融支援

中小企業投資促進税制の上乗せ措置（即時償却等）を改組し、中小企業経営強化税制を新設するとともに、経営力向上計画の認定による固定資産税減免の対象設備も拡充されました。

●対象となる方

以下に定める中小事業者等

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。

- ①大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以上の法人）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

●支援の内容

1. **固定資産税が3年間半分にになります。**（**固定資産税の特例**）
2. 法人税^{※1}について、**即時償却または取得価額の10%^{※2}の税額控除**が選択適用できます。（**中小企業経営強化税制**）

※1 個人事業主の場合には所得税

※2 資本金3000万円超1億円以下の法人は7%

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	地方税	【固定資産税の特例】 3年間半分に軽減 { 生産性が年平均 1%以上向上 }		地域・業種を限定した上で 拡充 (平成29年4月1日~)
	国税	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※7%) { 生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資 }		拡充 (平成29年4月1日~)
		【中小企業投資促進税制 (中促)】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用	【商業・サービス業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用	

を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

※上記の税制優遇措置のほか、金融支援も受けることが可能です。
※制度により利用できる企業規模など要件が異なる場合がございますので、
詳細につきましては、以下までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

東北経済産業局 産業部 経営支援課

TEL. 022-221-4806

E-mail thk-kkk@meti.go.jp

管轄の税務署(巻末 関係機関連絡先一覧参照)

後継者不在などで、事業の存続に悩みを抱える中小企業・小規模事業者の皆様の相談に応じ、円滑な事業の引継ぎや後継者による新事業展開を支援します。

●対象となる方

後継者不在などで事業の存続に悩みを抱える中小企業・小規模事業者の方

●支援の内容

事業引継ぎに精通した専門家が、**秘密厳守**のうえで、**個別に相談対応**を行います。

【相談料】無料

<相談事例>

- 子供や従業員に引き継ぎたいが、どんな手続きが必要ですか？
- 後継者を決めるとき、どのようなことを考慮すべきでしょうか？
- 後継者教育は、どのように行えばよいですか？
- 会社を存続させるため、経営全般を見直したいのですが？
- 親族や従業員等に後継者候補がおりません。廃業するしかないでしょうか？
- 会社を譲渡したいが、どのように進めていけばよいでしょうか？
- 事業用資産を後継者に集中させていきたいのですが、どのような方法がありますか？
- 事業承継計画とはどのようなものですか？

●ご利用の方法

詳細については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県事業引継ぎ支援センター
(公益財団法人山形県企業振興公社内)
TEL. 023-647-0663 FAX. 023-647-0666
✉ y-hikitsugi@ynet.or.jp

事業承継計画策定促進事業 (専門家派遣)

事業承継に取り組む中小企業の皆様に対して専門家を派遣し、事業承継計画の策定や事業承継に関する課題解決を支援します。

●対象となる方

事業承継計画の策定に取り組む中小企業・小規模事業者の方

●支援の内容

事業承継に精通した外部の専門家(税理士、中小企業診断士、公認会計士等)を派遣して、事業承継計画の策定などの支援を行います。

【専門家の謝金】

1回(4時間以上) あたり38,096円(税別)

○ 企業負担:1/3、公社負担:2/3

【専門家の旅費】

公社旅費規程による額

○ 企業負担:1/3、公社負担:2/3

【専門家の派遣回数】

○ 3回以内

●ご利用の方法

詳細については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県事業引継ぎ支援センター
(公益財団法人山形県企業振興公社内)
TEL. 023-647-0664 FAX. 023-647-0666
✉ y-hikitsugi@ynet.or.jp

事業承継対策をしていないと、様々な理由で事業が不安定になり、事業の継続が困難となってしまう。なんとなく必要なのは分かっている先延ばしにしがちな事業承継対策。問題になる前にできるだけ早く対策を講じることをお手伝いします。

●対象となる方

事業承継でお悩みの中小企業者・後継者

●支援の内容

①経営承継円滑化法による事業承継円滑化に向けた総合的支援

後継者に事業を引き継ぐ場合などに、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）」に基づき、事業承継円滑化に向けた助言を受けることができます。

②事業承継円滑化のための税制措置

世代の交代期を迎えた中小企業の後継者が事業承継を行う場合、相続税、贈与税の特例措置を受けることができます。

③事業承継支援資金

中小企業が事業承継に必要な資金の低利融資を受けることができます。

④中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

中小企業・小規模事業者の高度・専門的な経営課題（事業承継に関する相談も含む。）に対し、高度な経営分析等の支援を行う専門家の派遣等を支援します。

⑤中小企業成長支援ファンド

中小企業の経営実態に即した多様な資金供給と、踏みこんだ経営支援を行い事業承継等により新たな成長・発展を目指す中小企業者を幅広く支援します。

⑥事業承継フォーラムなどの開催

事業承継に関する対策の早期取組を促すための中小企業経営者等向けの事業承継フォーラムや税理士等の中小・零細企業の事業承継を支える中小企業支援者向けの研修を実施します。

（開催時期や場所は、中小企業基盤整備機構 事業承継・引継ぎ支援センター

電話：03-5470-1576にお問い合わせください。）

⑦事業承継に関するリーフレットの作成・配布

「円滑な事業承継のための3ステップ」（事業承継リーフレット）を用意しています。

中小企業庁のHPから無料でダウンロードや郵送の請求ができます。

（URL：<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>）

●ご利用の方法

詳細については下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

①②③山形県 商工労働部 中小企業振興課

TEL. 023-630-2354 FAX. 023-630-3267

④中小企業庁 経営支援部 経営支援課

TEL. 03-3501-1763

⑤独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部

TEL. 03-5470-1672

②管轄の税務署

（巻末 関係機関連絡先一覧参照）

経営承継円滑化による 事業承継円滑化に向けた総合的支援

後継者に事業を引き継ぐ場合などに、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(経営承継円滑化法)」に基づき、事業承継円滑化に向けた支援を受けることができます。

●対象となる方

相続による自社株式等の散逸を防止したい非上場中小企業の後継者
事業承継に伴い多額の資金ニーズが発生している非上場中小企業とその後継者
事業承継税制の適用を受けようとする非上場中小企業の後継者

●支援の内容

① 遺留分※に関する民法特例

一定の要件を満たす後継者が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手續(経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可)を経ることを前提に、以下の民法の特例の適用を受けることができます。

※「遺留分」とは、配偶者や子など(遺留分権利者)に民法上保障される最低限の資産承継の権利です。後継者への生前贈与により、相続時に他の遺留分権利者が実際に得られた相続財産が「遺留分」に足りない場合に、後継者が、他の遺留分権利者から「遺留分」を取り戻すための請求(遺留分減殺請求)を受けるおそれがあります。

(1)生前贈与株式を遺留分の対象から除外

贈与株式を遺留分減殺請求の対象外とすることで、相続に伴う株式分散を未然に防止できます。

(2)生前贈与株式の評価額を予め固定

後継者の貢献による株式価値上昇分を遺留分減殺請求の対象外とすることで、企業価値の向上を心配することなく経営に集中できます。

② 金融支援

事業承継に伴う多額の資金ニーズ(自社株式や事業用資産の買取資金、相続税納税資金等)や信用力低下による取引・資金調達等への支障が生じている場合に、山形県知事の認定を受けることで、①信用保険の別枠化による信用保証枠の実質的な拡大、②株式会社日本政策金融公庫等による代表者個人に対する貸付け※を利用することができます。

※ 金融支援については、親族に限らず、親族外の役員や従業員が事業を承継するために自社株式や事業用資産を買い取る場合等にも御利用頂けます。

③ 事業承継税制

事業承継税制については、経営承継円滑化法における山形県知事の認定を受けた非上場中小企業の後継者が対象です。

後継者が、非上場会社の株式等を先代経営者等から相続又は贈与により取得した場合において、認定を受けたときは、一定の要件のもと、その相続税・贈与税の納税が猶予され、後継者、贈与者の死亡、猶予継続贈与等により、納税猶予されている贈与税・相続税の納付が免除されます。

平成30年度税制改正では、「事業承継税制」について、これまでの措置に加え、10年間の特例措置として、対象株式等の制限撤廃、納税猶予割合の100%への引上げ、減免制度の導入、雇用要件の弾力化などが創設され、より利用しやすい制度になりました。

※平成30年(2018年)1月1日から39年(2027年)12月31日までの贈与・相続について適用されます。

●ご利用の方法

手續の方法等、詳細については下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

① 中小企業庁事業環境部財務課
TEL. 03-3501-5803

②③ 山形県 商工労働部 中小企業振興課
TEL. 023-630-2359 FAX. 023-630-3267

事業承継・世代交代を契機とした経営革新や事業転換を図る取組に係る費用の一部を補助します。

● 支援の内容

【主な要件】

- 中小企業者又は個人事業者(定義は基本法に基づく)であること
- 地域経済に貢献する中小企業者であること
- 平成27年4月1日から、補助事業期間完了日(最長平成30年12月31日)までの間に事業承継(代表者の交代)、事業再編・事業統合(合併、事業譲渡、株式交換、株式譲渡など)を行うこと
- 事業承継後の新代表者に一定の職務・実務の経験があること、又は創業・承継に関する研修等を受講した者であること(< I 型 >)
- 事業承継、事業再編・事業統合をきっかけとした新たな取組(経営革新・事業転換等)であること

< I 型 > 後継者承継支援型

事業承継(事業再生を伴うものを含む)を契機として、①経営革新等に取り組む中小企業、②事業転換に挑戦する中小企業に対し、設備投資・販路拡大・既存事業の廃業等に必要な経費を支援します。

【補助率等】

補助率 1/2 ※個人事業主を含む小規模事業者の場合2/3

補助上限 補助率1/2の場合150万円、2/3の場合上限200万円

(廃業・業種転換等を伴う場合 補助率1/2の場合上限375万円、2/3の場合上限500万円)

< II 型 > 事業再編・事業統合支援型

サプライチェーンや地域に根付いた価値ある事業の存続のために、事業再編・事業統合を促進して、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展を図る取組に必要な経費を支援します。

【補助率等】

補助率 1/2 ※採択上位の場合2/3

補助上限 補助率1/2の場合450万円、2/3の場合上限の場合600万円

(廃業・業種転換等を伴う場合 補助率1/2の場合上限900万円、2/3の場合上限1200万円)

● 公募期間

< I 型 > については、4月27日(金)より公募開始。

< II 型 > については、7月上旬頃公募予定。

● ご利用の方法

詳細については、事業承継補助金事務局までお問い合わせください。

お問い合わせ先

事業承継補助金事務局
TEL 03-6264-2670

中小企業庁事業環境部財務課
TEL 03-3501-5803

事業を承継するみなさまのお手伝いをさせていただいております。

●対象となる方

1. 安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方
2. 「中小企業経営承継円滑化法」第12条第1項第1号の規定に基づき認定を受けた中小企業者の代表者
3. 事業承継(注1)に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、公庫が融資に際して経営者個人保証を免除する方(注2)
(注1)一定の要件があります。
(注2)経営者保証免除特例制度または新創業融資制度を適用する方をいいます。
4. 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者(候補者を含む。)と共に事業承継計画を策定している方
5. 事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業(経営多角化、事業転換)または新たな取組みを図る方(第二創業後または新たな取組後、おおむね5年以内の方)

●資金の使いみち

「ご利用いただける方」に該当する方が事業の承継・集約に必要な設備資金および運転資金

●融資限度額

7,200万円(うち運転資金4,800万円)

●ご返済期間

設備資金20年以内<うち据置期間2年以内>
運転資金7年以内 <うち据置期間2年以内>

お問い合わせ先

株式会社 日本政策金融公庫
(巻末 関係機関連絡先一覧表参照)